

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 宜野座村

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	77.3 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	90.0 %
全職員	70.5 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	97.0 %
本庁課長補佐相当職	96.0 %
本庁係長相当職	103.5 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	103.6 %
26～30年	89.9 %
21～25年	85.9 %
16～20年	92.1 %
11～15年	77.8 %
6～10年	80.7 %
1～5年	65.2 %

【説明欄】

- ・2. (1) 「本庁部局長・次長相当職」欄について、本村は該当する役職がないため記載なし。
- ・2. (2) 「36年以上」欄について、本村は該当者が存在しないため記載なし。
- ・「任期の定めのない常勤職員」の差異の要因としては、扶養手当の受給者に占める男性の割合が大きいこと等が考えられる。
- ・「全職員」の男女の給与の差異は、女性のパートタイム会計年度任用職員の比率が高いことなどが主な要因と考えられる。

＊ 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。